

『六韜』諸テキストと銀雀山漢簡の關連について

石井真美子

銀雀山漢墓竹簡（以下、銀雀山漢簡）は、一九七二年山東省臨沂縣（現在の臨沂市）の前漢墓から出土した竹簡である。一部は佚書も含め既に整理・公開されている。しかし、発見された竹簡のうち、三分の一強に及ぶ千八百九十九枚は未整理のままである。筆者は以前この問題について述べ、未分類の殘簡の整理を試みているが、今回は異文・佚文が多い『六韜』との關係を中心に考察したいと思う。その作業を通じて、殘簡のうち『六韜』に關連するものを探すと同時に、『六韜』の諸テキスト間の關係についても考えてみたい。

一 銀雀山漢簡について

銀雀山で發掘された二つの墓は前漢前期のもので、一號墓から約四千九百四十二枚の竹簡が、二號墓からは「漢武帝元光元年曆譜」三十二枚の竹簡が發見された^{〔一〕}。この竹簡は整理され、一九八五年に『孫子兵法』（佚書を含む）『孫臏兵法』『尉繚子』『晏子』『六韜』『守法守令等十三篇』の圖版・摹本及び釋文を掲載した大型本『銀雀山漢墓竹簡〔壹〕』が文物出版社より出版された。残りの竹簡については續く〔貳〕

〔參〕で發表する豫定とされていたが、長い間未刊のままであった。二〇一〇年になって、ようやく續編の〔貳〕が出版され、佚書が發表された。佚書は全七十五篇で、「論政論兵之類」五十篇、「陰陽時令占候之類」十二篇、「其他之類」十三篇に分類されている。未分類の殘簡を收録するという〔參〕については、現在のところいつ出版されるのか不明である。一方、八五年に出版された『銀雀山漢簡釋文』（吳九龍、文物出版社、以下『釋文』）があり、これはすべての竹簡の釋文のみ（校點なし）を活字で整理番號順に掲載したもので、未分類の殘簡も記載されている。ただし圖版が無く、簡の形の確認はできない。また、大型本〔壹〕〔貳〕の内容と若干齟齬があることは以前に發表したとおりである^{〔二〕}。

二 『六韜』について

『六韜』は宋代以後、『孫子』などと共に『武經七書』に收録され、重んじられた兵書である。『武經七書』は北宋・元豐三年（一〇八〇年）、神宗の時、國土監司業の朱服が審定、武學博士の何去非が校勘した奉

勅撰で、當時流行していた兵書三四〇種餘の古代兵書の中から『司馬法』『孫子』『吳子』『六韜』『三略』『尉繚子』『李衛公問對』の七書が選ばれ、武學の教科書として制定されたものである。

『六韜』は主に周の文王および武王と太公望（呂尚）との問答形式で成り、内容は政治から具體的な戰術にまで及ぶ。『漢書』藝文志では兵書類の中に相當するものがないが、道家類に「太公二百三十七篇。呂望爲周師尚父、本有道者。或有近世又以爲太公術者所增加也。謀八十一篇、言七十一篇、兵八十五篇。」とあり、現在の『六韜』はその一部であろうというのが定説である。『後漢書』『三國志』には「太公六韜」の書名が見え、『隋書』經籍志には「太公六韜五卷（梁六卷。周文王師姜望撰）」の記述がある。宋代以後は、漢代以後に作られた僞書というのが通説になっていったが、銀雀山漢簡と後述の定州漢簡に一部相當する文が見つかり、現在は戰國時代後期までには成立していたとの見解が多い。しかし多くの異本や佚文があり、『隋書』經籍志にも、關連すると見られる「太公陰謀」「太公金匱」「太公兵法」などの書名が見え、現在の形になったのはどの時期か特定しがたい。なお、『六韜』の成書については、郷原翼氏「『六韜』の文獻學的檢討」（『國語教育論叢』創刊號、島根大學教育學部國文學會、一九九一年九月）、服部泰澄氏「『六韜』の構造とその原型について」（『金澤大學中國語學中國文學教室紀要』第六輯、二〇〇三年）、鈴木達明氏「敘述形式から見た太公書『六韜』の成立について」（『中國文學報』八〇、京都大學、二〇一一年四月）などの研究がある。

今回は、銀雀山漢簡殘簡と併せ、佚文も含め『六韜』關連テキスト

を考察するにあたり、以下の文獻を用いた。⁵⁾

① 『武經七書』本『六韜』

いわゆる現行本である。文韜・武韜・龍韜・虎韜・豹韜・犬韜の六卷六十篇から成る。内容は文韜・武韜が主に政治戰略論、龍韜以降は戰術論となっている。現存する最古の版本は南宋のもので、東京靜嘉堂文庫が所藏、一九三五年商務印書館『續古逸叢書』に影印が収録されている。

② 『群書治要』本『六韜』

唐の魏徵ら奉勅撰の『群書治要』に収録されたもの。『群書治要』は中國では早くに失われ、清代に日本に残っていたものが傳えられた。宮内廳書陵部藏本（金澤文庫本、鎌倉時代書寫）、四部叢刊本（景上海涵芬樓藏日本尾張刊本）などがある。

『六韜』は子部の冒頭に配され、書名の他、「文韜」など韜名が記されているが篇題の記載は無く、改行で篇の區切りが示されている。また『六韜』の後に『陰謀』と題される書からの引用文が記載され、内容は武王と太公の問答となっている。後述するように、引用されて残っている太公に關する『陰謀』『陰符』『金匱』の内容を見ると、かなり交錯していると思われるため、この『陰謀』の文も材料として併せて入れた。

③ 敦煌唐卷子本『六韜』殘卷（以下、「敦煌本」）

一九〇八年にフランスのペリオにより發掘された唐代の寫本で、パリ國家圖書館所藏（編號P.3454）。約二百餘行が残っている。今回はマイクロフィルム影印本（『法國國家圖書館藏敦煌西域文獻』24所收、

上海古籍出版社編、一九九四年)を使用した。書名や韜名は記されていないが、篇ごとに空白または改行により区切られており、多くは篇題が文頭に記されている。いくつかの篇題の上に横線が引かれているが、意味は明らかでない。⁶⁾

④銀雀山漢墓竹簡本『六韜』

上述の大型本「壹」で『六韜』に分類されたものである。十四篇に分類され、諸本や類書などに引用された佚文と類似する内容に加え、體裁や字體から判断して『六韜』に屬するとされたものもある。

摹本を見ると、竹簡の上端から下端まで空白を取らずに文字が書かれ、中間二か所を連結するという形で、文字にかかった繩の跡から察するに、文字を書いた後に連結したと思われる。銀雀山漢簡の中でこの體裁は「守法守令等十三篇」と『六韜』のみで、他の書に分類された竹簡は上中下三か所を連結し、上の結び目の上部と下の結び目の下部は文字を書かず空白となっている。

整理小組は注で「銀雀山竹簡中、字體・内容類似《六韜》之殘簡爲數尙多，因缺乏屬於《六韜》的確切證據，皆編入第三輯中，可參閱。」(一二五頁)と述べており、殘簡の中にも『六韜』に屬する可能性のあるものがまだ存在するとしている。

⑤定州西漢中山懷王墓竹簡本『六韜』(以下、定州漢簡)

一九七三年に河北省定縣(現在の定州市)の前漢中山懷王の墓から發掘された竹簡で、『儒家者言』『文字』『論語』などと共に出土した。書名を記した竹簡は見つかっていないが、『六韜』に屬すると見られる竹簡は百四十四枚、計千四百二文字にのぼる。墓には既に盜掘され

焼かれた痕跡があり、竹簡も炭化してしまったというところで、多くは斷片である。「河北定縣40號漢墓發掘簡報」(『文物』一九八一年第八期)では書名が「太公」とされていたが、のちに「定州西漢中山懷王墓竹簡《六韜》釋文及校注」(『文物』二〇〇一年第五期)で『六韜』と改められた。篇題が書かれた簡に「第卅一」とあり、少なくとも三十一篇で構成される書であったことが窺える。釋文および校注は同論文以降、單行本では發表されていない。摹本および寫真も一部のみ同論文に記載されている。

⑥その他文獻に引用された『六韜』關連異文・佚文

孫啓治・陳建華編『古佚書輯本目錄 附考證』(中華書局、一九九七年)には、『六韜』の輯佚本として清・孫同元「六韜逸文」(平津館叢書『周書六韜』所收)、嚴可均『全上古三代文』(光緒二十年黃岡王毓藻刊本)卷六・七などを擧げている。孫書は『太平御覽』『北堂書鈔』をはじめとして多くの書から佚文を輯め、文字の異同についても記しており、黃奭『黃氏逸書考』は孫書をそのまま収録している。嚴書は『古佚書輯本目錄』に「按嚴氏每將諸書所引散文零句省併重複，連綴成文，雖通暢可誦，然不可謂復本書原貌，不如孫輯一一條錄之以存其舊爲宜。」と述べられているように、類似した文をまとめたりつなぎ合わせたりして記載し、文字の異同にもあまり詳しい考證を加えていないため、孫書に記載されていない文のみ參考にした。⁷⁾

今回はこれらの文と盛冬鈴譯注「六韜逸文」(『六韜譯注』所收、河北人民出版社、一九九二年)とを併せて參考にした。さらに、上記の佚文に加え、電子テキストなどを使用し、主に宋代以前の文獻に「六

韜曰「太公兵法曰」「太公金匱曰」と引用されている文を検索して追加した。なお、『太平御覽』『北堂書鈔』に引かれた文については、現行本『六韜』と同文であつても加えた。⁽⁸⁾

⑦日本の佚存書などに引用された『六韜』關連異文・佚文（以下、「本邦殘存典籍」）

今回は上記のものに加え、新美寛編・鈴木隆一補『本邦殘存典籍による輯佚資料集成續』（京都大學人文科學研究所、一九六八年）も使用した。同書は、日本における佚存書および日本國內の編著に引用された文を輯めたものである。凡例によると、五十餘種の典籍から抽出抄録し、中國の撰述にあつては唐宋時代を下らず、國內の著作については、ほぼ平安・鎌倉期までのものに限つたとしている。中には『群書治要』のように後世中國に傳わり、上記輯佚書にも使用されている書もあるが、日本にのみ存在する書もあり、これらを使用することで新たな発見があるのではないかと考えた。藤原佐世『日本國見在書目錄』（『古逸叢書』收）を見ると、太公に關連があると思われる書として、『太公六韜』六卷（周文王師姜望撰）、『太公陰錄符』一卷、『太公謀』三十六卷などの記載があり、それらから引用されたと思われる。文末の附表は現行本の構成を基準として、上述の①～⑦の篇・文の關係を簡略化し表にしたものである。以下はこの表をもとに、諸テキストと銀雀山漢簡の關係および表から推測できる諸テキストの關係について述べてゆくこととする。

三 『六韜』諸テキストと銀雀山漢簡との關係

關連が考えられる部分を見ていくと、以下のとおりである。
（※なお、内は表左に付した行の數字を指す。）

●文韜―國務篇へ4

武經七書本に「儉宮室臺榭則樂之。吏清不苛擾則喜之。」とあり、銀雀山漢簡殘簡0088⁽⁹⁾「……□（□は判讀不能な字）觀游高臺射（榭）游于（汚）池吏大夫侵民以……」と關連が考えられる。

「宮室臺榭」「游池」という表現は殷の紂王が贅を極めたことを表す常套句として他の篇にもしばしば登場するが、續いて吏のことが出てくるのは國務篇の文のみで、あるいは内容の似た異文かもしれない。

また、武經七書本に「故善爲國者、馭民如父母之愛子。如兄之愛弟」とあり、同じ文ではないが、殘簡1972「爲□也愛民之父母也□子也□……」との關連が考えられる。

●文韜―學賢篇へ12

武經七書本に「世亂愈甚、以致危亡者、何也」とあり、殘簡3994「……□危亡者」がこの篇に屬するものだと思われる。

また「貳」の「論政論兵之類」に32「六舉」があり、1279⁽¹⁰⁾「……明於不能舉士、不能」1280「……其道故勞」・六舉」の二簡しか分類されていないが、關連が考えられる。殘簡には2550「……曰不能舉士用賢而」1752「……危時宜六曰舉□而……」3774「……用賢

……」があり、これらと併せて、内容の關連する異文である可能性が考えられる。

●文韜―群書治要の佚篇（文韜6）〈13〉

この篇は武經七書には相當するものが無いが、群書治要本・敦煌本・定州漢簡などに見られる。群書治要本では以下のように、「文王問太公曰、願聞治國之所貴」で始まる部分と、「文王曰、願聞爲國之大失」で始まる二つの段落で構成される。

文王問太公曰、願聞治國之所貴。太公曰、貴法令之必行、必行則治道通、通則民太利、太利則君德彰矣。君不法天地而隨世俗之所善以爲法、故令出必亂、亂則復更爲法、是以法令數變、則群邪成俗、而君沈於世、是以國不免危亡矣。文王曰、願聞爲國之大失。太公曰、爲國之大失、作而不法、國君不悟、是爲大失。文王曰、願聞不法、國君不悟。太公曰、不法法則令不行、令不行則主威傷。不法法則邪不止、邪不止則禍亂起矣。不法法則刑妄行、刑妄行則賞無功。不法法則國昏亂、國昏亂則臣爲變。不法法則水旱發、水旱發則萬民病。君不悟則兵革起、兵革起則失天下也。

敦煌本ではそれぞれ「利人」篇と「大失」篇（篇題は記されていたもの）がそれに相當する。

【利人】文王問太公、願聞治國之所貴。太公曰、貴法令之必行、法

令之必行則治道通、「治道」通則人大利、人大利則君得德彰矣。世亂則吏犯法令而爲善、其人重私而輕公、不敦樸而詐僞。文王曰、法令而爲善之必行、大利人奈何。太公曰、法令貴貴令而爲善者何。太公曰、其萌生於君、君不法天、隨世俗之所善以爲法、隨世俗之所善以爲（五文字空白）更爲法。是以其法令數變、數變則羣邪成俗、而君沈於世、是以國不免於危亡。文王曰、戒哉。太公曰不足。太公曰、法者、（何）〔河〕圖雒書禮樂五經。

【大失】文王問太公曰、願聞爲國之大失。太公曰、爲國之大失、作而不法、國君不寤、是爲大失。文王曰、願聞不法、國君不寤大失。太公曰、不法法則令不行、令不行則主威傷。不法法則邪不〔正〕、邪不〔正〕則禍亂起。不法法則〔形〕〔刑〕妄行、〔形〕〔刑〕妄行則賞無功。不法法則國〔昏〕亂、國昏亂則臣爲變。不法〔法〕則水旱發、水旱發則萬人疾。君不寤則兵革起、兵革起則失天下。文王曰、戒哉。太公曰不足。師尙曰、法者須〔何〕〔河〕圖雒書。¹¹⁾

定州漢簡では 0902 「……之必行也、必行者民利。……」のみが「利人」に分類されているが、以下の佚文も關連が考えられる。

2316……曰、奈何。大（太）公曰、法令通□而□□

2506……問太公曰、爲國而能更法令者不……

2299……貴□□人而以爲善者、故其民□……

また篇題と思われる 2505 「□□□國所貴第八」があり、「治國之所貴」に關する部分のみで一つの篇が構成されていたことがわかる。さらに「大失」に分類されたものとして、

0767……□、不法邪不亡、不法禍日起、不□……
0814……□□、不法國且亂、不法民多□……
0787……早至、不法……

があるが、これも2227「□大失第十四」と篇題を記した簡があり、「國之大失」に關する部分が一つの篇として獨立していたことが分かるのである。

銀雀山漢簡では、まず「治國之所貴」に關する部分については、以下の殘簡との關連が考えられる。

3599……民¹³利□……
3228……□法令而以爲善……
2352 而以爲善者……
2629……而令數變者……
2902……□數變……

3228と2352は一つの簡の斷片だと思われ、敦煌本の文「太公曰、法令貴犯令而爲善者何。」の異文ではないかと思われる。定州漢簡の2299とも似ている。2629と2902もおそらく同じ簡の斷片で、敦煌本の文「是以其法令數變、數變則羣邪成俗」の異文であろう。

「國之大失」に關する部分については、「貳」論政論兵之類」36「君臣問答」⑤「文王與太公」の中に、

1357a 文王問大(太)公曰、願聞有國之大失。大(太)公……
1357b……爲大。文王曰、願聞其
1358 所以爲大。大(太)公曰、國不法法以爲正(政)、不……

があり關連が考えられる。なお同じ「論政論兵之類」36「君臣問答」

①「堯與善卷・許由」④「湯與務光・伊尹」でもそれぞれ堯が善卷・許由に、湯が務光に「國之大失」について質問している。殘缺が激しく文の内容は不明確だが、人物の異なる類似の問答を集めてあるという點は注目すべきであろう。

●文韜―敦煌本の佚篇(禮義)〈15〉

敦煌本に「文王問太公曰、以禮義爲國、而不能大利其民、何也。」「文王曰、禮義爲國者何如。」とあり、殘簡2329「能利天下之民……」、3163「……爲國也何……」と關連が考えられる。なおこの篇は武經七書本・群書治要本には相當するものが無いが、定州漢簡には1173「方以禮義爲國第十」という篇題があり、以下の簡が屬するものとして分類されている。

2374……咸以禮儀爲國、而不能……
0997……者何也。大(太)公曰、禮者……
2494……爲國不用禮儀可……
0847……之分擇也、非所以□□……
2202……禮儀之爲國也。

この他に、分類はされていないが佚文0898「……未足以大利其民者也。……」も敦煌本の文「故皆未足以大利人也」と近く、この篇に屬するものであろう。

●文韜―敦煌本の佚篇(救亂)〈16〉

敦煌本の救亂篇に「則奸臣比周、趨勢而爭位、下遷則奸臣朋黨而事

争」とあり、殘簡2398「姦臣成黨邪……」がやや近い。

この篇は、敦煌本以外の諸テキストには見られず、内容が學賢篇とやや類似していることから學賢篇の異文であった可能性もある。

●龍韜―論將篇へ29

この篇は將軍に相應しい人物の「五材十過」を論じた内容となっており、『太平御覽』卷二七三の引用も同様である。銀雀山漢簡では後半の「十過」の部分が「貳」「論政論兵之類」23「將過」に相當する。『北堂書鈔』卷一一五では「五才」の部分のみ『六韜』からの引用とし、「十過」の部分は『黃帝出軍訣』からの引用としている。さらに孔廣陶注は「王石華校改引『六韜』、係從陳翕本。今案平津館本『六韜』論將篇・『御覽』二百七十三引雖有此文、然實爲出軍訣無疑也。」としている。少なくとも銀雀山漢簡においては「十過」の部分は『六韜』とは異なる體裁になっており、漢代には別に行われていたものと思われる。

●虎韜―群書治要の佚篇（虎1）へ44

この篇は武經七書および敦煌本には無く、銀雀山漢簡『六韜』では第九篇が相當する。

713・武王□

714……□也、名曰三機。民之於利也、□之如冬日之□……

715……民犯（怨）生。明罰則民……

716a……所從、不知……

716b……所去。使民各得其生……

716c □樂才（哉）

717a……其時。稱賢使能而官有才、則……

717b……□者歸之。故賞……

717c……於民生、而罰於母（無）罪。是以刑……

718……冬之必□也。思之如大暑之於

719……□『釋文』では「杀（殺）」也、如大冬……

720……□風行、天下迎之、迎之而會、會□……

簡番號714「……□也、名曰三機。民之於利也、□之如冬日之□

……」の部分は群書治要本では、「太公曰、夫民之所利、譬之如冬日

之陽、夏日之陰、冬日之從陽、夏日之從陰、不召自來。故生民之道、

先定其所利、而民自至。民有三幾、不可數動、（動）之有凶。」とある。

殘簡に0670「……如冬日之陽夏日之陰……」があり、恐らくは714

の斷片であろう。

なお、定州漢簡では佚文0790「……乎。武王曰、爲之奈何。大（太

公曰、□上……」が敦煌本の文「聖人與天下之人、皆安樂也。武王曰、

爲之奈何。太公曰、聖人守無窮之府、用無窮之財、而天下御之。」に

やや近く、關連が考えられる。

●銀雀山漢簡『六韜』12へ88

746□□□『釋文』では□公曰、以地取人胃（謂）之……

747a胃（謂）之備、以祿取人胃（謂）之交、以義取人胃（謂）

之友。友之友胃（謂）崩（朋）、崩（朋）之崩（朋）胃（謂）

……

747b 之黨、黨之黨胃(謂)之羣、羣黨崩(朋)友皆

整理小組によると、746の後に『太平御覽』卷四三七引く「以死取人、謂之勇」が入るといふ。また『太平御覽』卷一五七に「友之友謂之朋、朋之朋謂之黨、黨之黨謂之群」、本邦殘存典籍では『慧琳音義』に「友之友謂之朋、朋之朋謂之黨」といふ文が引かれている。

●佚篇(『說苑』收録)〈96〉

嚴可均『全上古三代文』卷六が太公に關連するものとして收録している文に、

武王問太公曰、得賢敬士、或不能以為治者、何也。太公對曰、不能獨斷、以人言斷者殃也。武王曰、何為以人言斷。太公對曰、不能定所去、以人言去。不能定所取、以人言取。不能定所為、以人言為。不能定所罰、以人言罰。不能定所賞、以人言賞。賢者不必用、不肖者不必退、而士不必敬。武王曰、善。其為國何如。太公對曰、其為人惡聞其情、而喜聞人之情。惡聞其惡、而喜聞人之惡。是以不必治也。武王曰、善。

があり、殘簡 3177「……惡聞其□……」¹⁵⁾、4063「……□惡聞……」と關連が考えられる。また「貳」「論政論兵之類」36「君臣問答」⑧「秦穆公與百里奚」は、
1405・秦繆(穆)公……

1406 …… 柏(百)里係(奚)曰、惡聞其請(情)

1407a …… 如柏(百)里係……

1407b …… 曰、惡聞其請(情)

1408 …… □者也。繆……

とやや似た内容になっており、或いは同じ内容の問答で、人物が異なる説話が存在した可能性も考えられる。

なお定州漢簡の佚文に、

2300 …… 曰、禮賢敬士□……

2286 …… 聽、獨斷而……

があり、或いは異文の可能性も考えられる。

●定州漢簡「方治國之道第六」〈97〉

この篇は諸本に相當する篇が無く、定州漢簡に篇題があるのみで分類はされていない。定州漢簡で「治國」の語を含む佚文は以下の通りである。

2478 …… 凡治國、主務舉賢、故昔者湯之治……

0238 …… 之治國、敢問□……

1170 …… 武王問太公曰、王君之治國何如乎。太公……

2284 …… 比君之治國也

0876 可以治國、不御以道、則民離散、不養……¹⁶⁾

銀雀山漢簡では、殘簡に 4102「……治國……」¹⁵⁾、4650「……之治□……」があり、關連が考えられる。なお、1276「文武之治大國無以……」¹⁵⁾、4652「……文武之治……」という簡もあるが、武王と太公の

問答の中に「文武之治」という表現はそぐわないため別の篇のものと
と思われる。上に挙げた殘簡も、あるいはその別の篇と關連するもの
かもしれない。

●定州漢簡「亂之要第七・吏十重罪・民十……」(98)

この篇は武經七書本など諸本に無く、定州漢簡でも篇題の注に「簡
文有『王問太公、治亂奈何。太公曰、其本』等、推測即此篇的內容。
今本無此篇題。」とあるのみで、分類は明記されていない。¹⁷⁾『後漢書』
卷三八注が引く『陰謀』の文がこれに相當する。¹⁸⁾

武王問太公曰、願聞治亂之要。太公曰、其本在吏。武王曰、吏者
治也。所以爲治其亂者何。太公曰、故吏重罪有十。武王問、吏之重
罪。太公曰、一吏苛刻、二吏不平、三吏貪(汙)〔汚〕、四吏以威力
迫脅於民、五吏與史合姦、六吏與人無情、七吏作盜賊使人爲耳目、
八吏賤買賣貴於民、九吏增易於民、十吏振懼於民。夫治者有三罪。
則國亂而民愁盡有之。則民流亡而君失其國。武王曰、民亦有罪乎。
太公曰、民有十大於此除者。則國治而民安。武王曰、十大何如。太
公曰、民勝吏厚大臣、一大也。民宗強侵陵羣下、二大也。民甚富侵
國家、三大也。民尊親其君天下歸慕、四大也。衆暴寡、五大也。民
有百里之譽千里之交、六大也。民以吏威爲權、七大也。恩行於吏、
八大也。民服信(嚴注…疑當作「民無信」)以少爲多、奪人田宅、
贅人妻子、九大也。民之基業畜產、爲人所苦、十大也。所謂一家害
一里、一里害諸侯、諸侯害天下。武王曰、絕吏之罪、塞民之大、奈何。

太公曰、察民之暴吏、明其賞、審其誅、則吏不敢犯罪、民不敢大也。
武王曰、是民吏相同上下、不和而結其讎。太公曰、爲君守成、爲吏
守職、爲民守事、如此、各居其道、則國治。國治則都治、都治則里治、
里治則家治、家治則善惡分明。善惡分明、則國無事、國無事則吏民
外不懷怨、內不徼事。

この文と照らし合わせて定州漢簡で屬すると思われる佚文を集める
と、以下のとおりである。

- 2292……王問太公、治亂奈何。太公曰、其本……
- 2277……武王曰、爲吏治也□□安在。太……
- 2425……吏者重能……
- 0655……者□□也、□者吏之□□也□……
- 2483……乃失其國……
- 2344……曰、□吏之□觀民之□奈何乎。太公……
- 2239……吏□任、吏與民通、吏與民謂合、吏□……
- 2433……吏□□可以……
- 0823……吏母奸、段段而衆人于□……
- 0408……□士者臣吏也、快志當……
- 2429……曰□□吏公……
- 2295……善而不爲惡矣。武王曰、分善惡奈何、□衆□□……
- 0878……已故爲國能知分善惡之分……
- 銀雀山漢簡では殘簡に4297「……□爲國……」、3191「……分善惡
□……」があり、關連が考えられる。

●定州漢簡佚文〈102〉

これは分類されていない簡だが、内容から繋がりが見られるものを分けた。

0928……四曰義、五曰權、六……

2256……□其權、守其德、不以蕩人□。故王人之……

恐らく0928の後ろには「曰德、…」と續ぎ、2256の前には「□其義」となっていたと思われる。銀雀山漢簡に0767「……□於德□於義得於」があり、順は異なるが「德」「義」を擧げている點で類似している。

●『太公兵法』覆軍誡法〈126〉

『通典』卷一四九に「又覆軍誡法曰、諸軍出行、將令百官士卒曰、某日出、某門吏士、不得刈稼穡、伐樹木、殺六畜、掠取財物、姦犯人婦女、違令者斬。」とあり、¹⁹⁾殘簡0918「……拔人城郭并人婦女奪之六畜□……」と關連が考えられる。孫同元及び嚴可均はいずれも前の文に「太公曰」とあることから、この文を『太公兵法』の佚文として扱っている。殘簡は前後が無いので禁止事項かどうかは定かではないが、語句は類似している。

この他、『五行大義』第一七篇に引かれる『太公兵法』〈183〉が「貳」
「陰陽時令占候之類」11「八風」と關連があることは既に整理小組が指摘している。²⁰⁾

四 諸文獻間の關係

ここでは、上述の銀雀山漢簡を含め、諸文獻間の關係を述べていきたい。

まずは概觀から述べると、篇の順序および韜の分類などは武經七書本と群書治要本および敦煌本では些か異なる。群書治要本には武經七書本の虎韜と犬韜に重なるものが無く、また豹韜はその名も書かれていない。これは武經七書本の虎韜以降の多くは戰術部分に相當し、『群書治要』が政治に關する部分のみを抜き出したためとも考えられる。敦煌本の現存部分で武經七書本と重なるのは文韜のみで、佚篇は群書治要本と重なる部分が多い。定州漢簡本も現存するのはほとんど文韜に屬する文である。武經七書本の虎韜・豹韜・犬韜に屬する文は定州漢簡・銀雀山漢簡には見られない。

これらのことは『後漢書』卷六九注に「太公六韜篇、第一霸典、文論。第二文師、武論。第三龍韜、主將。第四虎韜、偏裨。第五豹韜、校尉。第六犬韜、司馬。」とあるように、武經七書本とは構成の異なる『六韜』本が複数存在したことに起因するものだと考えてよいだろう。

他書に引用された『六韜』關連の文を見ると、『六韜』『陰謀』『太公金匱』『太公兵法』の内容はある程度分かれているものの、重複している部分もある。鈴木氏は先秦に『六韜』を含む、太公や殷周革命に關わる説話がまとめて『周書』とされ、そこから漢代は太公に關わる部分だけが獨立、別の太公關連の説話と一まとまりにされ、成立當初から六朝期を通し、再編される過程で相互に文が出入りしたのでは

と推測している。鈴木氏の分析通り、表の下の方で武經七書本に無い部分は殷周革命前後の文王・武王にまつわる説話などが多く、また『陰秘』等を出典とした文は占いやまじないの類の要素が強く、明らかに現行本の『六韜』とは内容を異にしている。

以下、個別に注目すべきところを挙げる。

●文韜―群書治要本の佚篇・陰謀1へ5へ

『六韜』文韜に屬する佚篇と『陰謀』第一篇がほぼ同じ内容の異文となっており、いずれも武經七書本や敦煌本には無い文である。『陰謀』の方がやや長く、定州漢簡2279「……重賦斂奪萬民、而腐之於府庫。所……」は『陰謀』の文「其上不知而重斂奪民財物藏之府庫、賢人逃隱於山林……」に類似する。

●文韜―群書治要本の佚篇へ9へ

この部分は武經七書本には無いが、敦煌本にあり、他書にも多く引用されている。内容は群書治要本よりも敦煌本の方がやや長く、今ここに敦煌本の全文を挙げる（波線部が群書治要本には無い部分）。

武王伐殷、得二丈夫、而問之曰、殷國之將亡、亦有妖災乎。其一人曰、有之。殷國常雨血・雨灰・雨石、小者如雞子、大者箕。常六月雨雪深丈餘。武王曰、大哉也。其一人曰、是非殷之大妖也。卅七章 雨血灰 雨石盛 夏雨雪 臣不以妖災。武王蹶然而問、卅九章之妖。對曰、殷君喜射人、喜以人餒虎、喜剖人心、喜殺孕婦、喜殺

人之父、孤人之子。殷君喜奪、喜誣、喜禍、喜殺君、以信爲欺、欺者爲貞、以忠爲不忠、忠諫者死、阿（諛）者賞、以君子爲下、少人爲上、以佞辨者爲相、以女子爲政、急令異取萬。萬人愁苦、無安定。殷君好田獵罽戈、走狗試馬、出入不時、不避大風其暑。殷君喜治宮室、脩臺池、日夜無已、離宮七十三所、大宮百里、宮中有九。殷君喜爲酒池肉林糟丘、而牛飲者三千人、爲輩坐起金鼓、無長幼之席、貴賤之禮。殷君喜聽讒用譽、無功者賞、無德者富、所愛專利而擅令與公家疑。殷國無禮義、無忠信、無聖人、無賢士、無法度、無梗概、無升解、無尺丈、無錙銖、無稱衡、無功者賞、有罪者縱、無罪者誅。此殷國之大妖。武王曰、大哉。妖賞有乎。對曰、其餘可不勝數、臣之言不能盡。

有名な「酒池肉林」を始めとして、紂王の非道悪行ぶりを述べた文である。定州漢簡では、整理小組が以下の簡を相當するものとしている。

2358……□人父、孤人……

2343……忠諫者死、與（諛）說（諂）者賞。以君子爲下、以小

人爲……

2396……馬、出入不以時……

2447……□風□甚雨、寒暑喜治宮室臺池、日□……

0586……日夜久□□……

0972……□七十三所、大宮……

この他、以下の簡もこの篇に屬するものであると考えられる。

0304……喜□不予、而喜奪此妾爲正（政）、臣虜明□……

0793……貴胥餘、大宮室、舊以復（復）多……

『太平御覽』の引用文では群書治要本には無く敦煌本に有る部分も引いており、敦煌本と同系統のテキストを用いたことが推測される。本邦残存典籍では『天地瑞祥志』卷一二に「六韜曰」として、

武王伐殷、二大夫而問之曰、殷國之將亡、亦有妖乎。其一人對曰、有之。殷國嘗雨血、雨灰、雨石、嘗六月雨雪。武王曰、大哉、詆也。其一人對曰、是非殷家之詆、殷國更有大詆卅七章。

と、敦煌本にある部分を引いている。敦煌本の文は、「殷君」「殷國」と複数回主語を繰り返しているところから察するに、もとは別々に行われていた文を集めて成った章である可能性も考えられる。

●武韜—文啓篇〈24〉

群書治要本は、武經七書本の武韜第一篇である發啓篇の一部と文啓篇の一部が併せられ、一つの篇となっている。武經七書本でそれぞれ發啓篇と文啓篇に相當する文の間に、群書治要本には「上好貨、群臣好得而賢者逃伏、其亂至矣。」という文があるのだが、定州漢簡に2399「……□康、不得聲嚴、而行賢者反佻伏……」と類似する句を含む文がある。

●龍韜—農器篇〈43〉

『太平御覽』卷三三三六および卷三三三九に引く文は「武王問太公曰、

今民吏未安、賢者未定、何以安之」という武王の問いで始まっており、同じく『太平御覽』卷三二七に引く『六韜』佚文に「武王平殷還、問太公曰、今民吏未安、賢者未定、何以安之。太公曰、無故如天如地。」「意林」卷一および『太平御覽』卷三六六引く『金匱』〈141〉に、やはり「武王平殷還、問太公曰、今民吏未安、賢者未定、如何。太公曰、無故無新、如天如地。…（略）」とあり、問いが同じで答えが異なるというパターンが見られる。鈴木氏は虎韜・豹韜に見られる、戦のある状況を説明し（「武王問太公曰、引兵深入諸侯之地……」で始まることが多い）、その對處法を問う形式を「狀況說明問答」と名付けている。戦ではないが、これも類似するものと思われ、同じような問いに違う内容で答えるという問答の例がいくつか存在したのかもしれない。⁽²³⁾

●虎韜—軍用篇〈45〉

群書治要本・敦煌本・定州漢簡・銀雀山漢簡などには見られないが、『北堂書鈔』『太平御覽』などに多く引用が見られ、『六韜』からの引用であることが一致している。武經七書本の内容は攻守の武器・設備などの具體的説明となっており、他の篇と比べても字数が比較的多い篇である。恐らく早くから『六韜』の一部として固定していた内容ではないかと思われる。

●敦煌本の距諫篇〈85〉

武王の問いに太公が答える形で、桀・紂が無理な土木工事を民に強

い、諫めた民は殺され、その結果天罰として災害に遭ったという説話を語る内容となっている。敦煌本では一つの篇としてまとめられているが、『太平御覽』『藝文類聚』などでは桀・紂それぞれの説話として引用されており、異文も多い。出典も『六韜』『金匱』『陰符』と様々である。定州漢簡には 2222 「……□鬼不郷（香）、天必降央（殃）、風雨不時、□□不□……」が関連あると思われる。

●銀雀山漢簡 10 〈86〉

これも説話となっており、武王が殷を討とうとしたところ、次々と不吉なことが起り、止めよと諫める者（散宜生あるいは周公）に對し、太公が吉祥ととらえて説得、ついに殷に克つという内容である。銀雀山漢簡整理小組は簡番號 721 ～ 727 までを『太平御覽』などに引く逸話の異文とし、以下の簡はこの篇に關連のあるものとしている。

738a ……三年而天下……

738b ……「垂歸之」□□……

739 ……曰「吾聞宿善者不□（『釋文』では「至」）、且日不足……

740 ……之恂。凡受之所徇刑

741 ……□□□股民□

742 ……□箕子……

743 ……行般（盤）庚之正（政）、使人人里其里、田其田、□

744 ……後嗣、周有天下以爲冢社。沈（允）才（哉）。日不足。

・葆啟

744 の末尾にある「葆啟」は章題かと思われるが、内容は定かではない。⁽²⁴⁾ 殘簡で「葆」の字が書かれた簡は、以下の三つが有る。

1408 ……國有二葆（葆）三惠（德）四利五□……

1469 ……則□焉入竟（境）而不葆則就

4398 所葆則……

また内容から關連のありそうなものは、

2410 ……周君崩嗣君疑其弟……

3075 ……帝崩嗣□……

が有る。

整理小組は『史記』股本紀の文「周武王遂斬紂頭、縣之〔大〕白旗。殺妲己。釋箕子之囚、封比干之墓、表商容之閭。封紂子武庚・祿父、以續殷祀、令修行盤庚之政。殷民大說。」と 741 ～ 743 の内容が近いとしている。定州漢簡には 2224 「……王般（盤）庚之正。武王曰、于呼般……」が有り、關連が考えられる。

●群書治要本の『陰謀』第四篇 〈94〉

この篇は武王が「五帝之戒」を問い、太公が黄帝・堯・舜・禹・湯の「居民之上」の姿勢を答えたものである。諸書に多く引かれているが、いずれも出典は『太公金匱』で、一致している。

●定州漢簡「第十三 舜伐有苗武」 〈99〉

定州漢簡整理小組は、以下の簡がこの篇に相當するとしている。

0745 ……□□、吾聞有苗雨血沾朝衣、是非有苗……

1175 ……有苗月蝕日斷、三日不解、是非□……
2228 有苗三日不見日、是非有苗之□耶。對……
0302 ……□曰、然則有苗何以亡。對曰、有……
1040 ……有苗是謂所……

有苗征伐についての話は『墨子』卷四・五などに見える。²⁵⁾ 諸書の引用では『文選』卷二〇應詔「樂遊苑餞呂僧珍詩」注などに「堯與有苗²⁶⁾戰于丹水之浦」とある他、『開元占經²⁷⁾』卷三が引く『太公金匱』の文に「唐帝克有苗、問人曰、吾聞有苗時、天雨血沾衣、有此妖乎。人曰、非妖也。有苗誅諫者、尊無功、退有能、遇人如仇、故亡耳。」、同じく卷六引く『金匱』に「三苗時有日門也」、『太平御覽』卷四引く『金匱』に「三苗之時三月不見日」とあり、定州漢簡の文に近い。本邦殘存典籍では『天地瑞祥志』卷十七に「堯克有苗々民時而血沾衣、有此妖手(乎)。一臣曰、非妖之大、且有苗誅諫者、尊元(无)功、退有能、遇民如仇、故亡耳。」とあり、定州漢簡と近いが「堯」としているところは『文選』などに引く文と同じである。これも類似する説話で人物が異なるパターンであろう。

●『五行大義』卷五第二十二論諸官引く佚篇へ101

この文は「太公曰」で始まっており、『本邦殘存典籍』では『太公兵法』からの引用としている。前半部分は以下のとおりである。²⁸⁾

太公曰、太師者、心腹之臣、所使是人之英、故曰前疑、常立於前、決疑事也。太史者、耳目之臣、所使視聽、是人之後、故曰後承、常

立於後、承主之過、取驗於天。太傅者、爪牙之臣、所使守衛、是人之傑、故曰左輔、輔人主缺事、立於左、拒君之難。太保者、羽翼之臣、所使察伺、是人之警、故曰右弼、常立於右、弼人主之邪。四輔既立、王者安而無爲、百姓濟而無害。若四輔不具、猶格虎無備、濟河無舟。……(以下略)

『後漢書』卷八九および『文選』卷一五に記載する張衡「思玄賦」注に引く『周書陰符』に「四輔不存、若濟河無舟矣。」とある。定州漢簡では以下の簡との關連が考えられる。

0209 ……之□比爲腹心之臣、王不事而不□……
0555 ……□翼之臣、所……
0241 ……臣有羽翼……

●定州漢簡佚文へ103

篇題は不明だが、整理小組は2264「……質子於殷、周文王使伯邑巧(考)……」、2263「……死、有詔必王食其肉、□免其血。文王食其肉、□免其……」を、殷に人質に取られた周の文王の息子伯邑考が煮られ、紂王がその羹を文王に食べさせたという逸話に關連したものだとしている。『太平御覽』卷六四二引く『太公金匱』に「文王問太公曰、天下失道、忠諫者死、子子伯邑考爲王僕御、無故烹之、囚子於姜里、以其羹獻予。」という文がある。この話は『史記』殷本紀の正義に引く『帝王世紀』に「囚文王、文王之長子曰伯邑考質於殷、爲紂御、紂烹爲羹、賜文王曰、聖人當不食其子羹。文王食之。紂曰、誰謂

西伯聖者。食其子羹尙不知也。」と見える。定州漢簡の方がより詳しい描寫があつたと考えられ、『太平御覽』の方はこの逸話を問答形式の中に組み込んだものと推測される。

●諸書引く『金匱』『陰謀』佚文〈156〉〈166〉

これらは皆、武王が劔・車などの物に戒めを書きつける、あるいは銘ずという内容の文である。『大戴禮記』武王踐阼篇にこれらの文が見え、『上海博物館藏戰國楚竹書』(七) 收録の「武王踐阼」にもほぼ同じ内容が見られること(29)から、戰國時代には既に定まっていた武王踐阼篇の同文・異文が多く存在し、『金匱』『陰謀』などにも收録されたと(30)思われる。

●『初學記』『太平御覽』引く『周書陰符』〈174〉

『初學記』卷一七および『太平御覽』卷四〇二が引く『周書陰符』の文に「凡治國有三常、一曰君以舉賢爲常、二曰官以任賢爲常、三曰士以敬賢爲常。夫然、雖百代可知也。」とあり、舉賢について述べるところは文韜と類似している。定州漢簡には内容は異なるが、2950「……官以治爲常、三曰士以修身爲常、四曰……」と「爲常」の形式が似た文があり、表で關連のあるものとして入れた。

●諸書引く『太公兵法』〈190〉〈195〉

これらはそれぞれ刀・弓・弩・箭・戟・矛の神の名を挙げた短い文である。『六韜』關連ではないが、『天地瑞祥志』卷一四に引く梁元帝

『玉韜』に、

弩神名遠望、字強張、張星主之。弓神名曲張、五星主之。矢神名續長、熒惑主之。步收神名大倉、刀神名脫光、虛星主之。劍神名飛揚、角星主之。鈹神名食儉、矛神名食羊、角星主之。戟神名大將、商・參星主之、鉞神名公長、相神名鄭(一文字空白)杖神名防皇、右五兵之神名、當誦有驗首。吳(吳の誤りか)時使兵七千人誦、未過兵傷也。

という文があり、矛神の名が『北堂書鈔』『太平御覽』に引く文では「跌(御覽は「跌」)蹠」とされているのと異なる以外は同じ(傍線部)である。恐らくもとは俗説で、『玉韜』のような文が『太公兵法』にも存在していたと考えられる。

五 結語

今回は銀雀山漢簡との關連を中心にして、『六韜』諸テキストとの關係を見てきたが、氣が付いた點を書き出して結びとしたい。

(一) 異文が多く存在する

今回異文を集めてみたところ、特に説話のようなものには多くのヴァリエーションがあり、様々な形で傳えられてきたことが窺える。恐らく口傳などで別々に傳えられてきた俗説をもとにしたためであろう。加えて、引用文の場合は、性質上必ずしも原典どおりに引かれているとは限らないという點を考慮に入れなければならない。實際、『北

堂書鈔』『太平御覽』などは同じ文を引いていても異なっている場合がある。

ただ、古くから異文が何種類か存在した可能性も勿論否めない。これは近年の出土文献にもよく見られることだが、例えば馬王堆帛書の『老子』に甲・乙二種類があり、銀雀山漢簡『孫子』の形篇にもほぼ同じ文だと思われる甲・乙二種類が見つかっている。

〔貳〕の「論政論兵之類」の中にも、例えば9「觀庫」篇は
1083……觀庫（卑）

1084a 有國之觀庫（卑）。一也、不見亡地。二……

1084b ……也、不見亡理。三……

1084c ……也、不見將亡之……

1085a ……國。四也、不見忘民之國。五也、不見……

1085b ……不見危國。七也、

1086 不見亡國。八也、不見失俗之……

1087 有國之觀庫（卑）。一也、不見自忘忘國之理。

1088 二曰不見自危危國之理。

となっており、1083～1086と同じ内容の異文1087・1088が見つかった。31「患之」篇にも1273a「二患……」1273b「……曰有國兵……」と1278「二患曰有國兵……」のように同じ文の簡がある。

(二) 別々に行われていた章が一つの篇になっている

上述の文韜佚篇〈13〉、龍韜論將篇〈29〉のように、もとは（或いはもともと）同じ篇で一時期）別々に行われていた痕跡が見られるものがある。また、『說苑』収録の佚篇〈96〉のところで挙げたように、

人物を置き換えた類似内容の問答が複数存在するというのも成書過程を考える上で注目すべき点である。

以上、銀雀山漢簡整理の試みとして、『六韜』および太公に關連する書が出版になっている文のみ集めて比較検討してみた。但し、佚文および殘簡の檢索については、遺漏もあるだろうと思われる。また、やはり殘簡の圖版が公開されていないため、推測の域を出ないのは遺憾である。しかし既に整理されている〔貳〕の諸篇との關連を通じて、『六韜』成書過程の一端を窺うことができ、銀雀山漢簡の中に多く『六韜』關連のものが含まれることが推測できた。今後はさらに『孫子』など、同じく銀雀山漢簡で見つかっている書などについて、佚文との關連を廣く考察してゆく豫定である。

さらに、『六韜』の成書については、今後他書との關連も検討する必要がある。説話部分などは上述の『史記』股本紀をはじめ、『逸周書』などの關連も指摘されている⁽³²⁾。それについてはまた別の機会に行うこととしたい。

注

- (1) 山東省博物館・臨沂文物組「山東臨沂西漢墓發現《孫子兵法》和《孫臏兵法》等竹簡的簡報」《文物》二二三號、一九七四年第二期に拠る。
- (2) 拙文『銀雀山漢墓竹簡〔貳〕』と『銀雀山漢簡釋文』の相違」《立命館大學白川靜記念東洋文字文化研究所紀要》第五號、二〇一〇年六月。
- (3) 『隋書』經籍志には、以下の書名が録されている。
太公六韜五卷梁六卷。周文王師姜望撰。
太公陰謀一卷梁六卷。梁又有太公陰謀三卷、魏武帝解。
太公陰符鈴錄一卷。

太公金匱二卷
太公兵法二卷梁三卷。

太公兵法六卷 梁有太公雜兵書六卷。

太公伏符陰陽謀一卷

黃帝兵法孤虛雜記一卷

太公三宮兵法一卷 梁有太一三宮兵法立成圖二卷。

太公書禁忌立成集二卷

太公枕中記一卷

周書陰符九卷

周呂書一卷

(4) 郷原氏は銀雀山漢簡本・定州漢簡本および諸佚篇を比較考證、定州漢簡が『漢書』藝文志に記す『太公』のうち言七十一篇と、銀雀山漢簡が謀八十一篇・兵八十五篇との關連があると推測している。服部氏は『後漢書』注に引く『六韜』の構成に注目し、引用文に見られる『太公六韜』と『六韜』を分けて「初期本」を推定している。鈴木氏はより多くの出土資料を使用し、佚篇を分類し精密な考證を行っている。本論文では特に鈴木氏の研究を参考にした。

(5) この他、出土文獻として墨水城出土西夏語譯本殘卷があるが、今回は使用しなかった。

(6) 周鳳五氏は「一」を冠するものもとと節題であり、或いは抄寫した者が誤って篇題にもつけてしまったのではないかという説を出している。(敦煌唐寫本六韜殘卷校勘記『第一屆國際唐代學術會議論文集』所收、中華民國唐代學者聯誼會、一九八八年二月)

(7) 他に汪宗沂『太公兵法逸文』があるが、『六韜』『金匱』『三略』などをすべて併せて引用しているため今回は使用しなかった。また『古佚書輯本目錄』には顧觀光『太公六韜逸文』が録されているが、上海博物館所藏の稿本であり出版公開されておらず、残念ながら今回は未見。

(8) 『北堂書鈔』のテキストは文海出版社の光緒十四年序刊影印本を、『太平御覽』は四部叢刊三編の靜嘉堂文庫藏宋本を使用した。

(9) 以下、銀雀山漢簡の數字は『銀雀山漢簡釋文』に據る。

(10) 以下、『銀雀山漢墓竹簡』〔壹〕〔貳〕に記載のあるものは、數字は同書記載の簡番號を指す。a b c は同じ簡の斷片を指し、筆者が圖版等をもとに文を分けた。釋文も同書に據るが、一部句讀點を改めた。

(11) 周鳳五氏および盛冬鈴氏は【利人】【大失】ともに「文王曰、戒哉。」より後の文は後人の附加であり、本文ではないとしている。

(12) 以下、定州漢簡の簡番號と釋文は『定州西漢中山懷王墓竹簡《六韜》釋

文及校注』に據る。但し、簡體字を繁體字に改め、他の文と合わせて一部句讀點を改めた。

(13) 「一」は簡に書かれていた、重複を示す記號である。

(14) 『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』では、京城大學法學部影印高麗藏經本を使用したとある。徐時儀校注・畢慧玉ほか助校『一切經音義三種校本合刊』(上海古籍出版社、二〇〇八年)に據ると、卷三「偏黨」の條に「友謂之朋、朋謂之黨」、卷六「朋黨」の條に「友之友謂之朋、朋之朋謂之黨」、卷七「朋侶」の條に「友之朋謂之朋、朋之朋謂之黨」とある。

(15) 嚴可均は出典を示していないが、『說苑』君道篇に見られる。

(16) 0876 は『定州西漢中山懷王墓竹簡《六韜》釋文及校注』の釋文には収録されていないが、摹本には入れられているので入れた。

(17) 但し、同じ篇に屬するであろう簡はまとめて排してある。また同じ『文物』總五四〇期記載の『定州西漢中山懷王墓竹簡《六韜》的整理及其意義』においてその關連が示唆されているので、参考にした。

(18) 嚴可均は出典を『續漢郡國志五注』としている。

(19) 『通典』は中華書局(二〇〇三年)の校點本を使用した。なお、長澤規矩也・尾崎康編『通典 北宋版』(宮内廳書陵部藏の複製、汲古書院

一九八〇/八一年)では、「覆軍誡法」が「覆軍城法」となっている。

(20) 『武』では「五行大義」引く『太公兵法』と李淳風『乙巳占』に見える八風を比較し、おおよそ符合することが述べられている。

(21) 周鳳五氏は、敦煌本はすべて文韜としている(前掲注6の論文に據る)。

(22) 『天地瑞祥志』は『日本國見在書目錄』にも見られ、早くから日本に入ってきた書である。本文は高柯立選編『稀見唐代文史料三種』(國家圖書館出版社、二〇一一年)所收の京都大學人文研究所藏昭和七年鈔本影印を參考にした。これは、『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』で使用されている一本所影寫前田尊經閣藏舊鈔本と同じものである。水口幹記氏・陳小文氏『日本所藏唐代佚書《天地瑞祥志》略述』、『文獻』浙江工商大學日本文化研究所、二〇〇七年第一期)によれば、前田尊經閣藏舊鈔本と比較してやや誤寫等が見られるという。

(23) 鈴木氏は「狀況說明問答」について、他の部分と異なる由来をもつ文であり、『墨子』や銀雀山漢簡にも見られることから、漢代以前にも一定の流行をした形式ではないかとしている。

(24) 整理小組は武韜の「發啓」「文啓」などに類する篇題だとしている。

(25) 『墨子』卷四に「雖馬誓即亦猶是也。……(中略)……蠶茲有苗、用天之罰。若子既率爾羣對諸羣、以征有苗。禹之征有苗也、非以求重富貴、干福祿、樂耳目也」、卷五に「昔者禹征有苗、湯伐桀、武王伐紂。此皆立爲

聖王、是何故也。子墨子曰、子未察吾言之類、未明其故者也。彼非所謂攻、謂誅也。昔者有三苗大亂、天命殛之。日妖宵出、雨血三朝、龍生廟、大(犬)哭乎市、夏水地圻及泉、五穀變化、民乃大振。高陽乃命(禹於)玄宮。禹親把天之瑞令、以征有苗。四雷誘祗、有神人面鳥身、若瑾以侍、楹矢有苗之祥。苗師大亂、后乃遂幾。禹既已克有三苗、焉磨爲山川、別物上下、卿制大極、而神民不違、天下乃靜。則此禹之所以征有苗也」とある。禹の有苗征伐については『尚書』大禹謨にもあるが、後人の僞作とされており、池田末利氏は『尚書』(全釋漢文大系11、集英社、昭和五十一年)に於いて諸説をまとめている。

(26) 『太平御覽』卷六三は「有扈」としているが誤りであろう。

(27) 『開元占經』は四庫全書本を使用した。

(28) 本文は中村璋八『五行大義校註』増訂版(汲古書院、平成一〇年)を参考にした。『本邦殘存典籍による輯佚資料集成』では、佚存叢書本および高木氏影印三寶院藏鈔本を使用したとある。

(29) 黃武智氏「上博楚簡〈武王踐阼〉及傳世本《大戴禮記・武王踐阼》對讀」(簡帛研究網、<http://www.jianbo.org/20131213/>、上博楚簡〈武王踐阼〉及傳世本《大戴禮記・武王踐阼》對讀.pdf、二〇一三年十二月)に據る。

(30) なおこれらの文について、王應麟は「踐阼篇集解」を記したのち「蔡邕銘論謂、武王踐阼、咨于太師、作席・几・楹杖・器械之銘十有八章。參考金匱・陰謀之書、則不止於十八章矣。書於篇後、俾好古者有考。」(『困學紀聞』卷五)と述べている。

(31) 『玉韜』は『隋書』經籍志に錄せられている。

(32) 敦煌本の佚篇〈83〉は『逸周書』史記解と類似している。また、楊朝明氏は「关于《六韜》成书的文献学考察」(『中國文化研究』北京語言大學、二〇〇二年第一期)で『六韜』と『逸周書』の類似點について指摘している。鈴木氏は『逸周書』と『六韜』の關係について、『六韜』のテキストは『逸周書』の最古層のテキストまで遡れるほどは古いものではなく、敘述形式にも差があることを指摘、殷周革命前後に關わる説話などを集めた原「周書」から太公を主人公とするテキストが切り離され、それが『太公』となり現在の『六韜』文韜・武韜の中に傳わっていると考えられる、としている。

(立命館大學文學部准教授)

『六韜』諸テキスト・佚文の關係

凡例：武經七書本の構成を基準として、同文・異文を同じ行に配した。武經七書に相當するものが無い佚篇については、内容の近いものに別に任意に配した。

紙幅の都合により篇の文または引用文は省略し、篇題および引用文を記載する書名のみを挙げた。

出典については『金匱』とあるものは『太公金匱』、『陰謀』とあるものは『太公陰謀』の略である。出典を記していないものは『六韜』または『太公六韜』からとする。

群書治要本と敦煌唐寫本の篇番號は、書かれていた順によって筆者が付した。銀雀山漢簡の番號は整理小組による。

定州漢簡で【】がついているものは整理小組がつけた篇題である。また佚文は内容によりまとまりを分けた。

他書の引用文については、数字は卷数を表す。屬する篇が同じ、もしくは類似性が高いものは同一欄に入れ、異文と思われるものはまとめて示した。

武經七書本	群書治要本	敦煌唐寫本	定州漢簡	銀雀山漢簡	他書の引用文	本邦殘存典籍
2 文韜 文師	序			1	『太平御覽』84引く『周書』 『北堂書鈔』15 『太平御覽』393・462・404・419・ 421・726・832・834・996	『世俗諺文』 『李峴雜詠一百二十首』注 『令集解』19
3 文韜 盈虛	文韜 1				『太平御覽』496 『後漢書』93 李固傳注引く『太公兵法』 『太平御覽』80・767・690・697・ 822・850	
4 文韜 國務	文韜 2		【國務】	殘簡		
5	文韜 3 陰謀 1		佚文			
6 文韜 大禮		17—大禮 18—啓明				
7 文韜 明傳	文韜 9 (一部)	20—明傳				
8 文韜 六守	文韜 8	12 六守		2	『太平御覽』437	
9 文韜 守土		11 守土		3 守土	『太平御覽』472 『漢書』48 賈誼傳「服鳥賦」臣瓚注 『北堂書鈔』123 『太平御覽』763	
10 文韜 守國		10 守國		4		
11 文韜 上賢	文韜 4	1 (題不明)			『北堂書鈔』49引く『金匱』 『太平御覽』76	
12 文韜 舉賢	文韜 5	2 舉賢 8 別賢 (やや類似)	【舉賢】	殘簡 論 32 六舉?	『說苑』君道篇引く『(書名不明)』 『太平御覽』401	
13	文韜 6	3 利人 (一部が同) 6 大失	【利人】(□□ □國所貴第 八) + 佚文 □大失第十四	殘簡 論 36-5	『太平御覽』638	
14		4 趨舍	【趨舍】		『文選』25 盧子諒「贈劉琨詩」注 『文選』41 司馬遷「報任少卿書」注	
15		5 禮義	方以禮義爲國 第十(+佚文)	殘簡	『初學記』21 『太平御覽』523・610	
16		7 救亂		殘簡		
17	文韜 7	9 動應	【動應】		『後漢書』25・27 五行志注 『太平御覽』839・876・879	『天地瑞祥志』12 『五行大義』2引く『太公兵法』
18	文韜 10					
19	文韜 11	24 (題なし)	佚文		『文選』10 潘岳「西征賦」注 『北堂書鈔』147 『文選』34 枚乘「七發」注・35 張 景陽「七命」注 『史記』3 股本紀正義引く『括地志』 『太平御覽』854・768・83・874・ 21・51・173・827・871	『天地瑞祥志』12
20 文韜 賞罰				14 の一部		
21 文韜 兵道						
22 武韜 發啓	武韜 1			5	『後漢書』40 注 『太平御覽』906・437	
23	武韜 2			8	『文選』55 劉孝標「廣絕交論」注 引く『金匱』	
24 武韜 文啓	武韜 1 (部分)		佚文	6		
25 武韜 文伐					『太平御覽』467	
26 武韜 順啓	武韜 3					

	武經七書本	群書治要本	敦煌唐寫本	定州漢簡	銀雀山漢簡	他書の引用文	本邦残存典籍
27	武韜 三疑				7 三疑		
28	龍韜 王翼					『太平御覽』 273	
29	龍韜 論將	武韜 4			論 23【將過】 に類似	『北堂書鈔』 115 『太平御覽』 273	
30	龍韜 選將	武韜 5					
31		龍韜 1				『太平御覽』 273 『意林』 1	
32	龍韜 立將	龍韜 2					
33	龍韜 將威	龍韜 3				『北堂書鈔』 13 『太平御覽』 296 『太平御覽』 633・647 引く『金匱』 『北堂書鈔』 30 引く『金匱』	
34	龍韜 勳軍	龍韜 4				『太平御覽』 17 引く『太公兵法』 『太平御覽』 273・869・699・702 『後漢書』 69 注 『北堂書鈔』 114	
35	龍韜 陰符					『後漢書』 82 注 『北堂書鈔』 113 『太平御覽』 271	
36	龍韜 陰書						
37	龍韜 軍勢	龍韜 5				『太平御覽』 739 引く『周書陰符』 『太平御覽』 270	
38		龍韜 6					
39		龍韜 7					
40	龍韜 奇兵					『北堂書鈔』 114 『太平御覽』 273	
41	龍韜 五音					『史記』 32 齊太公世家正義	
42	龍韜 兵微					『北堂書鈔』 113 『太平御覽』 329	
43	龍韜 農器			【農器】		『太平御覽』 336・339 引く『金匱』	
44		虎韜 1		佚文	9 + 殘簡	『初學記』 17 『藝文類聚』 20 『太平御覽』 401	
45	虎韜 軍用					『太平御覽』 336 『史記』 109 李將軍列傳注 『北堂書鈔』 121 『尚書』 周書牧誓正義 『北堂書鈔』 125 『太平御覽』 348・337 『北堂書鈔』 123 『太平御覽』 345・349・353 『北堂書鈔』 124・125 『太平御覽』 357	『慧琳音義』 10・80・84・ 34 『原本玉篇』 車部 『倭名類聚抄』 6 『慧琳音義』 50
46	虎韜 三陣					『太平御覽』 301	『弘決外典鈔』 3
47	虎韜 疾戰					『通典』 159 『太平御覽』 311	
48	虎韜 必出						
49	虎韜 軍略					『太平御覽』 336・870 『北堂書鈔』 126	
50	虎韜 臨境						
51	虎韜 動靜						
52	虎韜 金鼓						
53	虎韜 絶道					『通典』 157	
54	虎韜 略地						
55	虎韜 火戰						
56	虎韜 壘虛						
57	豹韜 林戰						『李嶠雜詠一百二十首』 注
58	豹韜 突戰						
59	豹韜 敵強					『太平御覽』 357	
60	豹韜 敵武						
61	豹韜 烏雲山兵					『太平御覽』 301	
62	豹韜 烏雲澤兵						
63	豹韜 少衆					『北堂書鈔』 118 『太平御覽』 313・357	
64	豹韜 分險						

『六韜』 諸テキストと銀雀山漢簡の關連について

	武經七書本	群書治要本	敦煌唐寫本	定州漢簡	銀雀山漢簡	他書の引用文	本邦残存典籍
65		犬韜 1				『北堂書鈔』123 引く『太公兵法』 『太平御覽』353・386	
66		犬韜 2					
67	犬韜 分合						
68	犬韜 武鋒						
69	犬韜 練士					『意林』1 練士篇 『太平御覽』464・437	
70	犬韜 教戰					『通典』149 『太平御覽』297	
71	犬韜 均兵						
72	犬韜 武車士					『北堂書鈔』125	
73	犬韜 武騎士					『北堂書鈔』117 『太平御覽』300	
74	犬韜 戰車					『通典』159 引く『周書』『陰符』	
75	犬韜 戰騎						
76	犬韜 戰步					『通典』157	
77			13—事君				
78			14—用人				
79			15—主用			『意林』1	
80			16(題なし)				
81			19—遠視				
82			21—大誅				
83			22(題なし)			『北堂書鈔』113 『太平御覽』76・『意林』1	
84			23(題なし)				
85			25 距諫	佚文		『太平御覽』82 『藝文類聚』3・『太平御覽』27・ 72・『路史後紀』14 引く『金匱』 『藝文類聚』3・『太平御覽』21・ 832・『事類賦』注 4 引く『金匱』 『太平御覽』11 引く『太公伏符陰謀』	
86				佚文	10	『藝文類聚』2・『太平御覽』10・『事 類賦』「雨賦」注 『北堂書鈔』114 『太平御覽』726・13・329 『文選』劉歆「移書讓太常博士」注 引く『金匱』 『北堂書鈔』149 『太平御覽』329・13・340・『北堂 書鈔』120 『後漢書』104 袁紹傳注・『文選』 陳琳「爲袁紹檄豫州」注引く『金匱』 『太平御覽』56 『太平御覽』11 引く『金匱』 『通典』162・『太平御覽』328 引く 『金匱』	
87					11	『北堂書鈔』117 『太平御覽』271	
88					12	『太平御覽』437 (銀整理小組の説) 『太平御覽』157	『慧琳音義』6・7・3
89					13		
90					14 (餘り)		
91					尙正 (2 に 含む?)		
92		〈陰謀 2〉					
93		〈陰謀 3〉					
94		〈陰謀 4〉				『後漢書』1 光武紀建武二年注・『意 林』1・『藝文類聚』23・『文選』張 華「女史箴」注・『太平御覽』 430・459・593 引く『金匱』 『太平御覽』390 引く『金匱』	『令集解』19 引く『金匱』 『三教指歸覺明』注引く『金 匱』
95						『新書』修政語下	
96				佚文	殘簡 論 36-8	『說苑』君道篇	
97				方治國之道第 六	殘簡		

	武經七書本	群書治要本	敦煌唐寫本	定州漢簡	銀雀山漢簡	他書の引用文	本邦残存典籍
98				亂之要第七・ 吏十重罪・民 十…	殘簡	『統漢郡國志』5 注引く『陰謀』 『後漢書』38 百官志注引く『陰謀』	
99				第十三 舜伐 有苗武		『文選』20 應詔「樂游苑餞呂僧珍詩」 注・『北堂書鈔』13 『太平御覽』63 『開元占經』3 引く『金匱』 『開元占經』6 引く『金匱』 『太平御覽』4 引く『金匱』	『天地瑞祥志』17 引く『金匱』
100				佚文			
101				佚文		『後漢書』89・『文選』15 張衡「思 玄賦」注引く『周書陰符』	『五行大義』5
102				佚文	殘簡		
103				佚文		『太平御覽』642 引く『金匱』	
104				佚文（餘り）			
105				方武王勝殷第 十六			
106				佚文			
107						『禮記』1 曲禮上正義	
108						『史記』41 越世家索隱	
109						『舊唐書』21 禮儀志	『李峴雜詠一百二十首』注
110						『北堂書鈔』144・152・『藝文類聚』 2・『初學記』2・『文選』13 謝惠連 「雪賦」注・『開元占經』113・『御覽』 12・859・882・『太平廣記』291・『事 類賦』注3 引く『金匱』 『五行大義』22 引く『周書』	『天地瑞祥志』14 引く『金匱』
111						『北堂書鈔』87・『藝文類聚』80・『太 平御覽』532・『事類賦』注25 引 く『金匱』	
112						『意林』1	
113						『藝文類聚』66・85 『太平御覽』840	『秘府略』864
114						『藝文類聚』71・『文選』27 王仲宣 「從軍詩」注・『太平御覽』768	
115						『藝文類聚』85・69 『文選』56 陸佐公「石闕銘」注 『北堂書鈔』20 『太平御覽』393・709・815	『秘府略』864
116						『文選』2 張衡「西京賦」注	
117						『意林』1 引く『金匱』 『藝文類聚』88・『太平御覽』21	
118						『藝文類聚』92・『事類賦』鳥賦注 『太平御覽』920	
119						『藝文類聚』93・『事類賦』馬賦注 『藝文類聚』95・『文選』4 南都賦注 『太平御覽』908・381・467・893 『藝文類聚』84・『太平御覽』807・941	『天地瑞祥志』19
120						『北堂書鈔』21	
121						『北堂書鈔』56	
122						『北堂書鈔』15	
123						『北堂書鈔』15	
124						『北堂書鈔』21	
125						『北堂書鈔』114	
126					殘簡	『通典』149 引く『太公兵法』？	
127						『通典』149 引く『太公兵法』？	
128						『通典』153・『太平御覽』294	
129						『通典』157 引く『太公兵法』 『北堂書鈔』113 引く『太公兵法』	
130						『北堂書鈔』113 引く『太公兵法』	
131						『通典』159・『太平御覽』311	
132						『文選』27 王仲宣「從軍詩」注	
133						『文選』43 孫子荊「爲石仲容與孫 皓書」注	
134						『文選』48 楊子雲「劇秦美新」注	
135						『文選』49 干寶「晉紀總論」注	
136						『文選』56 陸佐公「石闕銘」注	

『六韜』諸テキストと銀雀山漢簡の關連について

	武經七書本	群書治要本	敦煌唐寫本	定州漢簡	銀雀山漢簡	他書の引用文	本邦残存典籍
137						『文選』56 陸佐公「石闕銘」注 『太平御覽』689	
138						『太平御覽』1	
139						『太平御覽』276	
140						『太平御覽』327 『意林』1・『御覽』366 引く『金匱』	
141						『太平御覽』328	『天地瑞祥志』12 引く『兵書要候』
142					殘簡	『太平御覽』335・339 『太平御覽』301 引く『周書』	『祖庭事苑』2・6 引く『六韜五陣』
143						『太平御覽』358	
144						『太平御覽』383	
145						『太平御覽』395	
146						『太平御覽』482	
147						『太平御覽』485・『藝文類聚』35	
148						『太平御覽』534	
149						『太平御覽』697・684 『漢書』88 儒林傳 『意林』1 『北堂書鈔』127	
150						『太平御覽』737 『藝文類聚』59・『文選』42 吳質「答東阿王書」注・48 班固「典引」注、 『御覽』139・349・739・『事類賦』 注 13 引く『金匱』	
151						『太平御覽』739	
152						宋戴埴「鼠璞」	
153						『文選』10 潘安仁「西征賦」注	
154						『太平寰宇記』25 引く『金匱』	
155						『文選』司馬相如「上書諫獵」注・ 阮瑀「爲曹公作書與孫權」注引く 『金匱』	
156						『北堂書鈔』122 引く『金匱』 『太平御覽』430・590 引く『金匱』	
157						『後漢書』73 朱穆列傳注引く『太公陰謀』	
158						『後漢書』82 崔駰傳注引く『金匱』	
159						『太平御覽』183 引く『金匱』	
160						『太平御覽』184 引く『金匱』	
161						『太平御覽』188 引く『金匱』	
162						『太平御覽』84 引く『金匱』	
163						『藝文類聚』58・『初學記』21・『太平御覽』605・『事類賦』注 15・『困學紀聞』5 引く『金匱』	『原本玉篇』石部引く『金匱』
164						『意林』1 引く金匱	
165						『意林』1 引く金匱	
166						『意林』1 引く金匱	
167						『書鈔』125 引く『金匱』（衍誤？）	
168						『初學記』7 引く金匱	
169						『初學記』7 引く金匱	
170						『開元占經』6 引く『尚書金匱』（嚴注：疑卽『太公金匱』異名。）	
171						『開元占經』6 引く『金匱』	
172						『開元占經』6 引く『金匱』	
173						『開元占經』11 引く『尚書金匱』	
174					佚文	『初學記』17・『太平御覽』402 引『周書陰符』	
175						『太平御覽』352 引く『周書』	
176						『文選』34 枚乘「七發」注引く『周書』	
177						『太平御覽』355 引『周書』	
179						『五行大義』23 篇引く『周書』	
180						『太平御覽』684 引く『周書』	
181						『詩』「大明」疏引く『太公授兵鈴之法』	
182						『說苑』指武篇引く『太公兵法』	

武經七書本	群書治要本	敦煌唐寫本	定州漢簡	銀雀山漢簡	他書の引用文	本邦残存典籍
183				陰 11 の一部 (八風)	『五行大義』 17 篇引く『太公兵法』	
184					『開元占經』 5 引く『太公兵法』	
185					『開元占經』 5 引く『太公兵法』	
186					『開元占經』 7 引く『太公兵法』	
187					『開元占經』 8 引く『太公兵法』	
188					『開元占經』 9 引く『太公兵法』	
189					『北堂書鈔』 113・『太平御覽』 335 引く『太公兵法』	
190					『太平御覽』 348 引く太公兵法	
191					『藝文類聚』 60、『太平御覽』 345 引く『太公兵法』	
192					『太平御覽』 347 引く『太公兵法』	
193					『北堂書鈔』 125・『藝文類聚』 60・『太平御覽』 348 引く『太公兵法』	『李嶠雜詠一百二十首』 注引く『太公兵法』
194					『北堂書鈔』 125、『藝文類聚』 60、『太平御覽』 349 引く『太公兵法』	
195					『北堂書鈔』 124・『太平御覽』 352 引く『太公兵法』	
196					『北堂書鈔』 123・『太平御覽』 353 引く『太公兵法』	
197					『太平御覽』 627 引く『太公兵法』	
198					『開元占經』 49 引く『決事占』	
199					『開元占經』 5・11 引く『陰秘』	
200					『開元占經』 5 引く『陰秘』	
201					『開元占經』 6 引く『陰秘』	
202					『開元占經』 8 引く『陰秘』	
203					『開元占經』 71 引く『陰秘』	
204						『五行大義』 2 引く『太公兵法』
205						『五行大義』 2 引く『太公兵法』
206						『五行大義』 3 引く『太公兵法』
207						『天地瑞祥志』 12・『五行大義』 2 引く『太公兵法』
208						『天地瑞祥志』 12 引く『太公兵法』
209						『天地瑞祥志』 12 引く『太公兵法』
210						『天地瑞祥志』 17 引く太公兵法
211						『天地瑞祥志』 17 引く『太公兵法』
212						『天地瑞祥志』 18 引く『太公兵法』
213						『天地瑞祥志』 18 引く『太公兵法』
214						『天地瑞祥志』 18 引く『太公兵法』
215						『天地瑞祥志』 19 引く『太公兵法』
216						『天地瑞祥志』 19 引く『太公兵法』
217						『天地瑞祥志』 19 引く『太公兵法』
218						『天地瑞祥志』 19 引く『太公兵法』
219						『天地瑞祥志』 19 引く『太公兵法』
220						『天地瑞祥志』 19 引く『太公兵法』
221						『天地瑞祥志』 19 引く『太公兵法』
222						『天地瑞祥志』 20 引く『太公兵法』
223						『天文要録』 日占第四引く『太公兵符決要』

『六韜』 諸テキストと銀雀山漢簡の關連について